

マンション管理適正評価制度 FAQ (2025年1月31日追加)

FAQ	認定制度
<p>Q1.単棟型マンションで長期修繕計画が複数存在ある場合(例:ヒート設備会計があり、同設備の長期修繕計画がある場合など)は、それぞれ評価する必要がありますか?</p>	関連する
<p>A:長期修繕計画の数と同じ数の評価をする必要があります。                  そのため、上記例に該当する評価登録作業をする際は、1.申請の種類 1-2区分は、『団地型/複合用途型』を選択し、それぞれ評価データを作成して下さい。                  マンション全体の修繕計画表が求められているため、マンションに有する特定の共用設備等のみを対象とした長期修繕計画がある場合は、それらも事前確認の対象と扱われます。</p>	

FAQ	認定制度
<p>Q2.「推定修繕工事項目毎の修繕周期、工事の予定時期、予定費用が明記されていること」のチェック項目がありますが、修繕周期がない場合、周期がないことなどの記載はどのようにすればよいですか?</p>	関連する
<p>A:修繕周期を入れた場合は、修繕周期にあたる事業年度に当該推定修繕工事に係る費用を算入しておく必要があります。                  そのため、工事予定が無い場合、例えば周期欄には「対象外」と記載した上で、その理由を付記することが考えられます。                  なお、「当社では工事实績がないので、●●工事は計画していません。」、「他物件で実績がないため●●工事は計画していません。」の趣旨の理由付けは、認定基準を満たす理由に解されない恐れがあります。</p>	

FAQ	認定制度
<p>Q3.耐震性の評価で建築確認済証又は検査済証となりますが、建築確認通知書を確認対象とすること及び、エビデンス添付することはできないのですか?</p>	関連なし
<p>A:建築確認通知書も確認対象およびエビデンス資料に含みます。</p>	

既に、上記の考え方に基づき審査事務を行っている地方公共団体があります。対応できていない場合は、マンションが立地する区域の担当窓口等へ照会の上ご対応願います。